



2018年12月13日

各 位

上場会社名 グローリー株式会社  
 代表者 代表取締役社長 尾上 広和  
 本社所在地 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号  
 コード番号 6457  
 上場取引所 東証第一部  
 決算期 3月  
 問合せ先 経営戦略本部 コーポレートコミュニケーション部長 熊谷 定子  
 T E L ( 0 7 9 ) 2 9 7 - 3 1 3 1

## 株式会社フュートレック株式（証券コード 2468）に対する 公開買付け（第二回）の結果に関するお知らせ

グローリー株式会社（以下「公開買付者」という。）は、2018年11月6日付「株式会社フュートレック株式（証券コード 2468）に対する公開買付け（第二回）の開始に関するお知らせ」（以下「2018年11月6日付プレスリリース」という。）で公表しましたとおり、2018年11月6日開催の取締役会において、株式会社フュートレック（コード番号：2468、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）市場第二部、以下「対象者」という。）の普通株式（以下「対象者株式」という。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下「法」という。）に基づく公開買付け（以下「第二回公開買付け」という。）により取得することを決議し、2018年11月7日より第二回公開買付けを実施していましたが、第二回公開買付けが2018年12月12日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

グローリー株式会社  
 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号

##### (2) 対象者の名称

株式会社フュートレック

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

##### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,312,000 (株)	— (株)	2,312,000 (株)

(注1) 第二回公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」という。）の数の合計が買付予定数の上限（2,312,000株）を超える場合は、その超える部分の全部または一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。以下「府令」という。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

- (注2) 第二回公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式(146,460株)を取得する予定はありません。
- (注3) 単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除く。)についても、第二回公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含む。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間(以下「第二回公開買付け期間」という。)中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 第二回公開買付け期間の末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者株式についても第二回公開買付けの対象としております。

## (5) 買付け等の期間

### ①届出当初の買付け等の期間

2018年11月7日(水曜日)から2018年12月12日(水曜日)まで(25営業日)

### ②対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から第二回公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、第二回公開買付け期間は2018年12月19日(水曜日)まで(30営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

## (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき金770円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

第二回公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計(2,580,334株)が買付予定数の上限(2,312,000株)を超えたため、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、その超える部分の全部または一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含む。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2018年12月13日に東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	①株式に換算した応募数	②株式に換算した買付数
株券	2,580,334株	2,312,000株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ( )	—株	—株
株券等預託証券 ( )	—株	—株
合計	2,580,334株	2,312,000株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	14,812 個	(買付け等前における株券等所有割合 15.82%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	37,932 個	(買付け等後における株券等所有割合 40.50%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	93,476 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2018年11月12日に提出した第19期第2四半期報告書(以下「本四半期報告書」という。)に記載された2018年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、第二回公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除く。)についても第二回公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された2018年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(9,497,200株)から、対象者が2018年11月6日に公表した2019年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された2018年9月30日現在の自己株式数(146,460株)を控除し、対象者が2018年6月25日に提出した第18期有価証券報告書に記載された2018年5月31日時点における新株予約権(2015年6月19日付定時株主総会及び2015年10月23日付取締役会にて決議)(150個)の目的となる対象者株式の数(15,000株)を加えた株式数(9,365,740株)に係る議決権の数(93,657個)を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の数の合計(2,580,334株)が買付予定数の上限(2,312,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部または一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとなりました。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなるため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定しました。

(6) 決済の方法

①買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日

2018年12月19日（水曜日）

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、第二回公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所または所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合がある。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

第二回公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、2018年11月6日付プレスリリースに記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

グローリー株式会社

兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上